

平成30年12月14日制定  
令和3年4月1日一部改正

## 姫路市総合福祉会館を利用する団体に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市総合福祉会館条例（平成30年姫路市条例第38号。以下「条例」という。）第6条に規定する団体の要件及び姫路市総合福祉会館条例施行規則（平成30年姫路市規則第42号。以下「規則」という。）第2条に規定する社会福祉の向上を促進する団体（以下「団体」という。）の姫路市総合福祉会館（以下「会館」という。）の利用に関する登録について必要な事項を定めるものとする。

### (登録)

第2条 市長は、次条に定める要件を満たす団体及びその活動又は事業を登録することができる。

### (登録の要件)

第3条 登録することができる団体は、次に掲げる要件の全てを満たす団体とする。

- (1) 主として社会福祉の向上を促進する次のいずれかの活動又は事業を行っていること。
  - ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）（以下「社会福祉法」という。）第4条に基づく地域福祉の推進に関する活動
  - イ 社会福祉法第26条に基づき社会福祉法人が行う公益を目的とする事業
  - ウ 更生保護法（平成19年法律第88号）第1条の目的の実現に資する活動
  - エ 市の実施する各種福祉施策と密接に関連した活動
- (2) 営利活動、宗教活動又は特定の政党若しくは公の選挙に関し特定の候補者を支持する活動を目的としないこと。
- (3) 定款、規約、会則等（以下「定款等」という。）により、その団体の目的、組織及び運営方法が明確に定められていること。

(4) 定款等に定める団体の事務所の所在地又は代表者の住所が市内又は連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日総務省総行市第200号自治行政局長通知）に基づき姫路市と連携協約を締結し、播磨圏域連携中枢都市圏を形成している市町（以下これらを「市内等」という。）にあること。ただし、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人にあっては、定款に定める団体の事務所の所在地が市内等にあること。

(5) 団体の構成員が5人以上で、その過半数が市内等に住所を有する者、市内等の事業所に勤務する者又は市内等の学校に在籍する者であること。

(6) 団体又はその構成員が、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けている法人その他の団体又は姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団員若しくは暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

(7) 過去6か月間に第1号に規定する活動を行った実績があり、将来も継続して活動を行う見込みがあること。

(8) 会館の事業及び運営に協力すること。

2 登録することができる活動又は事業は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 前項第1号アからエまでのいずれかに該当すること。

(2) 前項第2号に該当すること。

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他の法令に基づく給付を受けていないこと。

（登録の申請）

第4条 登録を受けようとする団体は、姫路市総合福祉会館団体登録申請書に定款等、会員名簿、年間活動計画書その他活動内容を示す資料を添えて、市長に申請しなければならない。

(登録の決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、登録すると決定したときは、前項の申請を行った団体に姫路市総合福祉会館団体登録証（以下「団体登録証」という。）を交付するものとする。

2 市長は、前項の審査により、登録しないと決定したときは、姫路市総合福祉会館団体登録不承認通知書により第1項の申請を行った団体にその旨を通知するものとする。

(登録簿への登録)

第6条 市長は、前条第1項の規定により登録すると決定した団体及びその活動又は事業を姫路市総合福祉会館団体登録簿に登録するものとする。

(登録団体への支援措置)

第7条 市長は、前条の規定により登録した活動又は事業（以下「登録活動」という。）を実施する登録した団体（以下「登録団体」という。）に対して次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 登録団体で姫路市市民活動・ボランティアサポートセンター登録団体証の交付を受けているものが登録活動を行う場合において、条例第6条の規定に基づき、会館のボランティア活動室を利用させること。
- (2) 登録団体が登録活動を行う目的で条例第7条に規定する使用許可の申請を行う場合において、規則第2条第2項ただし書の規定に基づき、その申請を、使用しようとする日の属する月の6か月前の月の初日から受理すること。
- (3) 登録団体が登録活動を行う場合において、規則第8条第1項第2号の規定に基づき、使用料を減額すること。

(登録団体の遵守事項)

第8条 登録団体は、会館の運営及び事業に協力するものとする。

2 登録団体が前条の支援を受けて会館の施設を使用する場合は、入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）の徴収又は商品の展示若しくは販売を行わないものとする。ただし、入場料等の総額が当該使用に係る事業に要する経費

の範囲内であるとき、又は市長が公益上必要と認めるときは、この限りでない。

(提示の義務)

第9条 登録団体は、会館の係員から団体登録証の提示を求められたときは、これに応じなければならない。

(登録の有効期間)

第10条 登録の有効期間は、登録の日から当該日の属する年度の末日までの間で市長が定める期間とする。

(登録の更新)

第11条 登録の有効期間の満了後、引き続き登録を受けようとする登録団体は、改めて第4条の申請を行わなければならない。

2 前項に規定する申請は、登録の有効期間が満了する日の属する月の3か月前の月の初日から行うことができる。

(登録内容の変更等)

第12条 登録団体は、第4条の申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに姫路市総合福祉会館団体登録申請事項変更届を市長に提出しなければならない。

2 登録団体は、解散等により登録を辞退するときは、姫路市総合福祉会館団体登録取消届を市長に提出し、団体登録証を返還しなければならない。

(登録の取消し)

第13条 市長は、登録団体が次のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により登録を受けたとき。
- (3) 団体が解散したとき。
- (4) 条例、規則又はこの要綱に違反したとき。
- (5) その他登録団体としてふさわしくない行為があったと認めるとき。

2 市長は、前項の規定に基づき登録の取消しを行うときは、姫路市総合福祉会館団体登録取消通知書により当該団体（前項第3号に該当する場合は、その元代表者）

にその旨を通知しなければならない。

- 3 登録団体（第1項第3号に該当する場合は、その元代表者）は、登録の取消しを受けたときは、団体登録証を返還しなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、団体の登録等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月14日から施行する。

附 則

（施行規則）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の第3条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる申請に係る登録について適用し、同日前に行われた申請に係る登録については、なお従前の例による。